

〔事案 25-167〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 5 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換に際して、募集人から転換価格について誤説明を受けたこと、および勝手に手続きを進められたことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 10 月、終身保険を分割転換し、終身保険の一部を残して、残部を利率変動型積立保険へと契約転換したが、以下の理由により、転換を無効にしてほしい。

- (1) 募集人は、終身保険の転換価格について、保険料の約 3 年分と説明していたにもかかわらず、実際には保険料の約 3 年 11 ヶ月分であった（主張①）。
- (2) 保険料を再度検討するため、保険料引落口座の口座振替依頼書の提出を留保して転換手続きの進行をとめたにもかかわらず、募集人が勝手に手続きを進行して転換契約を成立させてしまった（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人によると、分割転換について当初口座振替にて手続きを進めようとしたところ、申立人から今後の保険料負担が懸念されることの申し出があり、継続保険料の積立金からの充当を提案したという経緯がある。
- (2) また、募集人は、その際、転換後に主契約の保険料積立金に充当される転換価格等から保険期間の全期間ではなく約 3 年程度に留まることを説明し、納得いただいていたことを確認した、と述べている。したがって、少なくとも募集・申込時において、申立人は本契約について錯誤がなく了承・納得していたといえる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の2点であると判断する。

- (1) 転換価格について、保険料の何ヶ月分であるかという事実の錯誤にもとづく契約の無効（民法95条）を求めるもの（主張①）。
- (2) 契約の不成立を主張するもの（主張②）。

2. 主張①について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 契約の当事者とその契約の要素につき事実と異なる認識を抱き、これにより契約を締結した場合には、民法95条により錯誤による契約の無効を主張することができる。
- (2) 本件では、転換後契約のファンドに投入される転換価格については当事者に争いがなく、それが何ヶ月分の保険料に相当するかという点についての錯誤である。一般に、転換契約に投入される金額は転換契約の要素となる可能性があるが、それが何ヶ月分の保険料に相

当するかという認識は、契約の締結意思形成の要素とは評価できない。

- (3) 本件では、保険料の3年分と思ったが実際には保険料の3年11カ月分であったというものであり、このような誤信は契約者に特段の不利益を及ぼすものではないので、要素の錯誤とはならず、申立人の主張は認められない。

3. 主張②について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 保険契約は諾成契約であるから、保険契約の申込と承諾があれば成立する。そして保険契約の申込は一般に契約申込書を提出することによりなされる。保険料の口座振替依頼書の提出は、単に保険料の支払方法に関する合意であり、契約の成立には影響しない。

よって、振替依頼書を提出しなければ、契約は成立しない、あるいは手続が進行しないということは、単に申立人の誤解に過ぎない。

- (2) もっとも、契約申込書提出後、申込自体を撤回することもありえるが、この場合は意思表示の撤回なので、保険会社に対してその意思を表示しなければならない。申立人は、契約を再考するために口座振替依頼書を提出しなかったと述べているが、それは、契約申込の意思表示を撤回することの通知をすれば足りるものであり、当該依頼書を提出しなかったことが申込撤回の意思の表示とは認定できない。